

○総務省令第八十一号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十一号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月十八日

総務大臣 野田 聖子

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>(法人の市町村民税に関する規定の都への準用)</p> <p>第一条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、第十条の二の十の規定を準用する。</p> <p>(政令第九条の第七項及び第二十九項の割合等)</p> <p>第三条の二 「略」</p> <p>2 政令第九条の七第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一」四 略</p> <p>五 政令第九条の七第九項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第八項に規定する道府県民税の控除余裕額(第四項第一号及び第十条の二の六第四項第一号において「道府県民税の控除余裕額」という。)とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細</p> <p>「六」略</p> <p>「3」略</p> <p>4 政令第九条の七第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三条第二十四項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等(以下この項において「外国の法人税等」という。)の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 政令第九条の七第二項又は第八項 控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余裕額(第十条の二の六第四項第一号において「国税の控除余裕額」という。)、道府県民税の控除余裕額若しくは政令第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除余裕額(第十条の二の四第二項第五号及び同条第四項第一号において「市町村民税の控除余裕額」という。)に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額(同号において「国税の控除限度額」という。)、同項に規定する道府県民税の控除限度額(同号において「道府県民税の控除限度額」という。))及び同条第八項に規定する市町村民税の控除限度額(同号において「市町村民税の控除限度額」という。)の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額</p> <p>「二」略</p> <p>(個人の事業税に係る申告書の様式等)</p> <p>第六条の七 「略」</p> <p>(申告書の付記事項)</p> <p>第六条の八 法第七十二条の五十五の二第三項の規定により申告書に付記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一」略</p>		<p>(法人の市町村民税に関する規定の都への準用)</p> <p>第一条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、第十条の二の八の規定を準用する。</p> <p>(政令第九条の第七項及び第二十九項の割合等)</p> <p>第三条の二 「同上」</p> <p>2 政令第九条の七第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一」四 同上</p> <p>五 政令第九条の七第九項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第八項に規定する道府県民税の控除余裕額(第四項第一号及び第十条の二の四第四項第一号において「道府県民税の控除余裕額」という。)とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細</p> <p>「六」同上</p> <p>「3」同上</p> <p>4 政令第九条の七第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三条第二十四項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等(以下この項において「外国の法人税等」という。)の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 政令第九条の七第二項又は第八項 控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余裕額(第十条の二の四第四項第一号において「国税の控除余裕額」という。)、道府県民税の控除余裕額若しくは政令第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除余裕額(第十条の二の四第二項第五号及び同条第四項第一号において「市町村民税の控除余裕額」という。)に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額(同号において「国税の控除限度額」という。)、同項に規定する道府県民税の控除限度額(同号において「道府県民税の控除限度額」という。))及び同条第八項に規定する市町村民税の控除限度額(同号において「市町村民税の控除限度額」という。)の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額</p> <p>「二」同上</p> <p>(個人の事業税に係る申告書の様式等)</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>(申告書の付記事項)</p> <p>第七条の二 「同上」</p> <p>「一」同上</p>	

二 所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者とされなかつた親族につき法第七十二条の四十九の十二第二項後段の規定の適用を受けようとする者にあつては、同項に規定する青色事業専従者の氏名、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下事業税について同じ。）及びその青色事業専従者に支給した給与の総額

〔三〇八 略〕

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第七條 政令第三十五条の四の二第三項の規定による申請書の様式は、第十四号の三様式とする。

2 政令第三十五条の四の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第七十二条の五十七の二第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第七十二条の五十七の二第二項に規定する事業税額が、租税特別措置法第四十条の三の第三十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 政令第三十五条の四の二第三項第四号に規定する場合には、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第七十二条の五十七の三に規定する国税庁長官の通知）

第七條の二 法第七十二条の五十七の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する租税条約をいう。以下この条において同じ。）に規定する申立てをした事業税の納税義務者の氏名、主たる事務所又は事業所の所在地及び個人番号

二 前号の申立てが行われた日

三 第一号の申立てに係る所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第七十二条の五十七の三第一項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分

四 その他参考となるべき事項

2 法第七十二条の五十七の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした事業税の納税義務者の氏名、主たる事務所又は事業所の所在地及び個人番号

二 前号の申立てに係る相互協議において政令第三十五条の四の二第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

三 その他参考となるべき事項

二 所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者とされなかつた親族につき法第七十二条の四十九の十二第二項後段の規定の適用を受けようとする者にあつては、同項に規定する青色事業専従者の氏名、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）及びその青色事業専従者に支給した給与の総額

〔三〇八 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

3] 法第七十二条の五十七の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした事業税の納税義務者の氏名、主たる事務所又は事業所の所在地及び個人番号
- 二 前号の申立てに係る相互協議において法第七十二条の五十七の二第一項に規定する合意が行われた日
- 三 前号の合意に基づく所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第七十二条の五十七の三第三項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分

- 四 その他参考となるべき事項

（市町村民税に係る申告書等の様式）

第十条 「略」

〔2〕8 略〕

9 法人（法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。第十条の二の六において同じ。）が市町村民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第二十二号の四様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の三 政令第四十八条の九の十九第三項の規定による申請書の様式は、第十九号様式とする。

2 政令第四十八条の九の十九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第三百二十一条の七の十二第一項の申立てをしたことを証する書類

- 二 法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する市町村民税額が、租税特別措置法第四十条の三の三第十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

- 三 政令第四十八条の九の十九第三項第四号に規定する場合に該当するときには、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第三百二十一条の七の十三に規定する国税庁長官の通知）

第十条の二の四 法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約（法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する租税条約をいう。次項第一号及び第三項第一号において同じ。）に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、

（市町村民税に係る申告書等の様式）

第十条 「同上」

〔2〕8 同上〕

9 法人（法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。第十条の二の四において同じ。）が市町村民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第二十二号の四様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

<p>住所及び個人番号</p> <p>二 前号の申立てが行われた日</p> <p>三 第一号の申立てに係る所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分</p> <p>四 その他参考となるべき事項</p> <p>2 法第三百二十一条の七の十三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 租税条約に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号</p> <p>二 前号の申立てに係る相互協議において政令第四十八条の九の十九第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日</p> <p>三 その他参考となるべき事項</p> <p>3 法第三百二十一条の七の十三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 租税条約に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号</p> <p>二 前号の申立てに係る相互協議において法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する合意が行われた日</p> <p>三 前号の合意に基づく所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第三百二十一条の七の十三第三項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分</p> <p>四 その他参考となるべき事項</p> <p>第十条の二の五～第十条の二の十一 「略」</p> <p>第十号の五様式（第三条の四・第三条の四の三・第五条の二・第五条の四関係）</p> <p>「様式」別紙二「挿入」</p> <p>「第10号の5様式記載事項」</p> <p>第十四号の三様式（第七条関係）</p> <p>「様式」別紙三「挿入」</p> <p>第十九号様式（第十条の二の三関係）</p> <p>「様式」別紙四「挿入」</p> <p>第二十二号の二の二様式（第十条の二の八・第十条の二の九関係）</p> <p>「様式」別紙六「挿入」</p> <p>「第22号の2の2様式記載事項」</p>	<p>住所及び個人番号</p> <p>二 前号の申立てが行われた日</p> <p>三 第一号の申立てに係る所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分</p> <p>四 その他参考となるべき事項</p> <p>2 法第三百二十一条の七の十三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 租税条約に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号</p> <p>二 前号の申立てに係る相互協議において政令第四十八条の九の十九第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日</p> <p>三 その他参考となるべき事項</p> <p>3 法第三百二十一条の七の十三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 租税条約に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号</p> <p>二 前号の申立てに係る相互協議において法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する合意が行われた日</p> <p>三 前号の合意に基づく所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第三百二十一条の七の十三第三項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分</p> <p>四 その他参考となるべき事項</p> <p>第十条の二の三～第十条の二の十 「同上」</p> <p>第十号の五様式（第三条の四・第三条の四の三・第五条の二・第五条の四関係）</p> <p>「様式」別紙一「挿入」</p> <p>「第10号の5様式記載事項」</p> <p>「新設」</p> <p>第十九号様式 削除</p> <p>第二十二号の二の二様式（第十条の二の六・第十条の二の七関係）</p> <p>「様式」別紙五「挿入」</p> <p>「第22号の2の2様式記載事項」</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間におけるこの省令による改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）第十条の二の三第二項第二号の規定の適用については、同号中「第四十条の三の三第十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項）」とあるのは、「第四十条の三の三第十二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十項）」とする。

(事業税に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間における新規則第七条第二項第二号の規定の適用については、同号中「第四十条の三の三第十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項）」とあるのは、「第四十条の三の三第十二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十項）」とする。

徴収猶予の申請書

「第十四号の様式（第七条関係）別紙三」

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	年 月 日 殿	相互協議申立て年月日	年 月 日	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>
主たる事務所又は事業所所在地	(電話)		(ふりがな) 氏名	

地方税法第72条の57の2第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

	年度	納期限	事業税額	延滞金額
納付すべき金額			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担保				

第14号の3様式記載要領

- 1 この申請書は法第72条の57の2第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。

徴収猶予の申請書

交付年月日	申請年月日
通関日付印	捺印

〔第十九号様式（第十条の二の三関係）別紙四〕

受付印	年 月 日	相互協議申立て年月日	年 月 日	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>
	住所	(電話)		(ふりがな) 氏 名

地方税法第321条の7の12第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納付すべき金額	年度	納期限	市町村民税額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額	年度	納期限	市町村民税額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担保				

第19号様式記載要領

- この申請書は法第321条の7の12第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
- ※印の欄は記載しないこと。

